

声 明

大学当局は、不当労働行為認定を真摯に受け止め、問題の早期全面解決を図るべきです。

2019年11月18日
東北大学職員組合

- 1 本日午前、宮城県労働委員会は、東北大学職員組合による不当労働行為の救済を求める申立（2018年2月20日）について、東北大学当局に対して、具体的な資料を示すなどして誠実に対応することを命じる命令を出した。
- 2 この労働委員会においては、改正労働契約法に基づく非常勤職員の無期転換を要求する団体交渉に対して、東北大学当局が誠実に対応しているかどうか問われた。
- 3 争点は、団体交渉に関連し、大学当局が組合の要求した有期雇用職員を無期転換できない理由についての財務状況等の資料を提供しないこと、2018年3月末の雇い止めを前に要求した団体交渉開催に早急に応じなかったこと、組合が提出した質問要求項目に対し、回答が一部のみであったことが不当労働行為に該当するかであった。
- 4 本日の命令は、この申立人東北大学職員組合の主張に真正面から応え不当労働行為の事実を認定したもので、われわれはその見識ある判断に深甚の敬意を表するものである。
- 5 本件は、2013年に改正労働契約法が施行され、毎年契約を更新する非正規職員の安定雇用のために通算契約期間が5年を超える場合無期契約への転換の申込みが可能となったことに端を発する。東北大学は2014年に就業規則を改定し、非正規職員の通算契約期間の上限を5年以内とし、2013年に遡って適用した。そのため2018年3月末に、約300名の大量雇い止めが生じた。この対応は、無期転換逃れであることに疑いなく、必要性合理性のない不利益変更であるが、東北大学はそれらを認めず、資料の提出を拒み団交を引き延ばすといった不誠実交渉をせざるを得なかったことが背景である。
- 6 改正労働契約法の趣旨に反し、多くの大学や企業において、更新の上限を5年以下とする就業規則が設けられ、無期転換権が発生する前に雇い止めされるケースが多い。本日の宮城県労働委員会の命令は、労働組合法および労働契約法の観点から、明確に法の順守を求めたものとして、その名を長く歴史にとどめるものである。
- 7 被申立人東北大学は、本命令の歴史的意義を真摯に受け止め、中央労働委員会への再審査の申立てや仙台地裁への処分取消しの訴えなどすることなく、東北大学職員組合との団体交渉に誠実に対応し、早期に全面的解決を図るべきである。

以 上